

インドにおける法曹事情

第一東京弁護士会会員

鈴木 多恵子 *Suzuki, Taeko*

2012年春から、インドへの投資や現地でのビジネス展開を開始・拡大する日系企業を支援すべく、Nishith Desai Associates というインドの法律事務所に出向しています。近時多くの日系企業が海外展開、特にアジア新興諸国地域での事業展開を重視する流れに沿い、日本の法律事務所もその展開をリーガル面からサポートすべく、主にアジア地域に海外オフィスを立ち上げ、各地に弁護士を派遣・駐在させるようになりました。インドにおいては外国法律事務所によるオフィス開設等が認められていないため、そのような形での展開はまだみられません、少なくとも当職の知る限り、現地法律事務所や企業への出向等の形で、既に日本資格弁護士が約10名(2013年2月1日時点)インド各地に半年以上の長期滞在をしています。

本稿では、出向先において垣間見たインドの法曹事情をご紹介します。

1 法曹人口

従前インドでは、日本の司法試験のような資格試験はなく、弁護士資格はいわゆる法学部を卒業すれば取得でき、少額の登録料¹⁾を納付すれば弁護士登録できました。法学部を有する大学は全国に約900校あり、このためインドでは毎年約4、5万人の弁護士が新たに誕生し、インド全土では600～700万人を超える数の弁護士が存在するとも言われています²⁾。これは120万人というアメリカの弁護士数をはるかに超える数です。そのような膨大な数も影響してか、弁護士という職業は特別視される職業ではありません。

2 弁護士資格試験の導入³⁾

弁護士の質の維持を訴える世論などを受けて、2011年3月6日、All India Bar Examination と呼ばれる初の全国統一弁護士資格試験が、2009年度～2010年度の法学部卒業生を対象として全国各地で実施されました。

もともと、この試験合格による資格は法廷代理人活動をする場合にのみ必要で、それ以外の弁護士業務活動には不要と考えられているため⁴⁾、必ずしも弁護士になろうとする卒業生全員が受験してい

るわけではないようです。またこの資格要件は、上記年度以前の卒業生には適用されないため、依然としてこの国の大半の弁護士は、試験に合格することなく業務を行っていることになります。

この試験は、3時間半の試験時間内に、基礎的な法知識および法的思考力を試す計100問の選択マーク式問題をこなすもので、論文式試験はありません。出題範囲は、所定のカリキュラムに従い、憲法、契約法、刑法、民事・刑事訴訟法などの基礎法学が対象ですが、教科書や条文、自身のノートなど資料の持込は自由とされています。また、試験申し込み時に模擬問題と解答が記載された準備資料が配布されるので⁵⁾、試験前はそれを勉強すればよく、合格点は正解解答が40%以上と設定されており、必ずしも難しい試験というわけではないようです。初回の試験は、同時点で同試験受験資格を有する約2万人の卒業生のうちの3分の2が受験し、約71%が合格したと報道されています⁶⁾。なお、試験結果は合否のみが発表されるため、試験成績が就職等の参考とされることはありません。

もともと初回実施後、この試験は早速インド的な問題に直面しています。当初4カ月おき年3回実施が予定されていたところ、その間隔がある時は10カ月以上あくなどし、受験者に不満が続出しました。他にも、ある会場で試験用紙が足りず試験がキャンセルされ、それに激怒した学生らが暴徒化して警察が出動する等の事態も発生しており、必ずしも成功裏に進んでいるとはいえないようです。

3 就職事情

年に4万人ともされる新たな弁護士の大半は、各地で個人あるいは家族・親族と事務所を経営するなどして生計を立てているといわれています。他方で、特に業界で名の通った事務所、または大規模事務所への就職は、きわめて競争率が高くなっています。出向先事務所にも、数週間交代で有名ロースクールで優秀な成績を修めた学生がインターンとしてやってきますが、夜遅くまで残り指導弁護士の仕事を率先して手伝い、自分の能力のアピール合戦をしています。出向先事務所では、

インターンには1カ月に5,000ルピー(約8,000円)を交通費等実費として支払っていますが(中にはまったくの無給・無手当の事務所もあるそうです)、学生の中には、都市部でインターンをするため、他都市にある自身の大学からバスで12時間以上かけてやってきて、簡易施設に1カ月以上泊まり込みをすることも珍しくありません。就職戦線に残るには出費覚悟での努力が必要のようです。

弁護士の収入も、月に数千ルピーから数十万ルピー(あるいはそれ以上)まで、この国の多様性・多層性も反映して余りに幅が大きいため、日本のように標準化した数値が出せるものではなく、またそのような数値をもってインドの弁護士の懐事情を一般化できるものではありませんが、いわゆる大手渉外法律事務所での初任給は、就職地にもよりますが、5万~15万ルピー(8万~23万円)前後といわれています。

4 インドで思うこと

以上だけからも、インドと日本の弁護士が置かれた背景や社会状況が大きく異なることは、ご理解いただけるものと思いますが、これに言語、文化、法体系等の大きな差異も重なり、いまだ多くの日系企業が、インドでのビジネスにあたり、適切な専門家であるインド国資格弁護士を探せなかったり、仮に見つけたとしても弁護士との間でのコミュニケーション・ギャップ等の問題に直面し、十分な法的サービスを受けられない結果が生じています。そのような状況下で、これまでの日系企

業への助言業務の経験を踏まえ、現地においてインド人の同僚らから最新のインド法事情を収集・吸収して、問題解決するのが私の役目です。

目下、そのような具体的案件対応に没頭する毎日ですが、インドに限らずますます海外展開を強化する日系企業の動向をみるに、単にインド資格弁護士との橋渡しをする法律に長けた通訳・翻訳者としてではなく、日本資格の弁護士であることをベースとして、国際競争や海外で多様な障害に直面するクライアントに対し、現地弁護士と協力して、いかに効果的なリーガルサービスを提供できるかが問われていると感じます。更には、物やサービス、情報が自由に国境を越えるこの時代においては、一定分野の専門性を有しつつも、自身の国籍や日本法の資格をも超えて、例えば「アジアの弁護士」になることが求められているのではないかと等、混沌のインドで考える日々が続きます。



インドの独立記念日には、スーツ等の西洋服ではなくクルターと呼ばれるインド服やサリーを着て全弁護士が出勤(筆者中央)

- 1) 登録料は、Bar Council of India に対しての納付分が600ルピー(約1,000円)、State Bar Council(州弁護士会)に対する納付分が150ルピー(250円)である(2013年2月1日時点)。日本における弁護士会費用のように登録後継続的に納付する費用はないが、2012年中頃から、弁護士の活動実態の把握等を目的として、弁護士登録更新費用の徴収制度の導入の是非が議論されている。
- 2) 120万人という説もある。インドにおいて統計情報の正確性は十分に担保されていないため、あくまで参考値とお考えいただきたい。
- 3) 詳しくは、Bar Council of India の司法試験情報サイトを参照されたい。<http://www.barcouncilofindia.org/about/first-all-india-bar-examination/details-of-the-all-india-bar-examination/>
- 4) 受験資格も、弁護士法(Advocates Act, 1961)に従い、まずはAdvocateとして登録をすることが要件となっている。
- 5) 脚注3記載のWebsiteに過去に配布された準備資料が掲載されている。なお、この資料の配布は今後停止するとの話も出ており、試験実務の運用は非常に流動的である。
- 6) <http://www.livemint.com/Politics/K4tHufzi13FS3stJXXnV2H/713-clear-All-India-Bar-Exam.html>